

事故原因について

1 保育施設等における受け入れ体制について

「川口市認可外保育施設指導監督要綱」により、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条に基づく認可外保育施設に対する指導監督の実施に必要な手続き等を定めており、市は要綱にしたがって指導を行っていた。

（1）受入時の対応の不十分さについて

- ・保護者の連絡先等の書類を受理していなかったため、連絡先が分からなかった。
- ・児童の健康状態の観察及び保護者から乳幼児の健康状態の報告を受けることが不十分だった。（体温・排便・食事・睡眠・表情・機嫌等）
- ・児童を預かる際に最低限の項目について、積極的に聞き取るべきであった。

2 保育の実施における配慮不足について

- ・初めての預かりで、なおかつ年齢の低い児童に対する保育について、一人ひとりの乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わりをするべきところ、約1時間ベッドに置かれ泣き続け、うつ伏せになった際には、仰向けに体勢を変える以外、泣いている子を抱いてあやす等の対応をしていなかった。
- ・保育業務以外の業務を行う際は、ベビーラックを併用する等の運用が必要であった。
- ・おんぶ紐がない。（おんぶをすることで児童は安心し、保育士は他の作業が可能）
- ・本児の処遇ではなく、他児の食事の世話・昼寝の準備・食事の片付け・食器洗いを優先した。

3 保育に専念する環境について

- ・保育士配置基準は満たしているが、食事の時間において、保育従事者が食事の片付けを行っており、保育に専念できない環境であった。
- ・各児童へ個別対応できるような担当保育従事者が定められていなかった。

4 児童・職員の健康診断・検便の実施について

- ・児童の命を守り健やかな成長を図るため、毎日の健康状態の観察・健康診断の実施等を行なうとともに児童の安全を確保する必要がある。また、職員の健康診断の実施は、義務づけられている。検便については、調乳・調理に携わる職員は月に1回実施することとなっているが、実施されていない。
- 本件には直接の関連性はないが、施設全体の管理体制が不十分であった。

※総合的に、施設において命を預かるという意識が低かった。